

「持続可能な開発目標」(SDGs) 実施にあたっての行政の役割

地球環境局国際連携課 瀬川恵子
平成28年1月15日



行政の役割として考えられる内容

- SDGsのゴール/ターゲットは行動を規定
- 規定されている国の行動：
 - 自らの施策の実施：点検と展開
 - 関係する者による実施の支援・促進

各ターゲットに規定される行動

例：目標（ゴール）12：持続可能な生産消費形態の確保

- 12.1 持続的な消費と生産に関する10年枠組みプログラム(10YFP)を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、ヒトの健康や環境への悪影響を最小限に留める。
- 12.5 2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
- 12.6 大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、持続可能な生産消費形態を促進する科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 持続可能な開発が雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業にもたらす影響のモニタリングツールを開発・導入する。

環境関連施策の点検と展開

- SDGs/2030アジェンダを踏まえ、
 - 我が国の環境関連施策を点検し、そして、
 - 今後どう展開すべきか。

個別施策が個別ターゲットに向かっているか

- 環境省内の施策の振り返り、
Universal: 国内施策・国際展開
- 各省の関連施策:これから

環境省の施策例(SCP)①

- 平成26年度エネルギー特別会計予算にて、10YFP基金への拠出による国際的な民生部門対策を計上し、**家庭エコ診断等の民生部門における温室効果ガス削減ツールの国際展開**を図る(12.1)。
- 食品廃棄物の発生抑制を促進させるため、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値の達成に向けた取組を推進するとともに、官民をあげて「**食品ロス削減国民運動**」の展開を図る(12.3)。
- 「2020年までに化学物質が人の健康・環境に与える著しい悪影響を最小化するような方法で生産・使用されるようにする」とのWSSD(持続可能な開発に関する世界首脳会議)2020目標を踏まえ、2012年にSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)国内実施計画を策定し、**国内の化学物質対策を推進**している(12.4)。
- **水銀**のライフサイクル全体(鉱出・利用・廃棄など)を規制する「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に採択されたことを踏まえ、条約の締結にむけた**国内措置**について議論を進めるとともに、条約の早期発効のため**我が国の技術を活用した途上国支援**を実施する(12.4)。

環境省の施策例(SCP) ②

- **環境情報開示基盤整備事業**(試行事業)を25年度～3カ年で実施中。非財務情報の一つである環境情報を、ESG投資等に資するよう、適時・適切性や比較容易性を高めるためにXBRL(eXtensible Business Reporting Language)を用いた環境情報開示システムの開発を行っている(12.6)。
- 「**環境報告ガイドライン2012**」の周知、記載事項の手引きと信頼性向上の手引きの改訂(12.6)。
- グリーン購入法に基づき、国内の**グリーン購入の強化及び普及促進**を図る(12.7)。
- 第三次循環型社会形成推進基本計画において、「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」を、目標を設定する指標として定めている(12.5)。
- **UNEP国際資源パネル**への参画を通じて、資源の効率的な利用による経済成長と、経済成長に伴う環境影響の低減に関する議論に貢献している(12.5、12.a)。
- 循環型社会形成推進基本法に基づき廃棄物・リサイクル対策について第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位を定め、循環型社会の構築に向けた取組を進める(12.5)。

環境関連のSDGsの実施促進に向けて①

【環境関連のSDGsの特徴】

- 17ゴールの多くが環境と密接に関連
- 実施には多様な主体が関与
- 多様な取組が可能で、先進事例を参考にした創意工夫が必要



【考えられるしつらい】

先進事例の実施経緯、動機づけ、効果、関係者との連携方法等の情報を発表・共有することで、

1. 先行者の活動が規範として認識される
2. 後続者は規範内容と自身の強みを踏まえて、SDGsの実施を検討できる

環境関連のSDGsの実施促進に向けて② ＜ステークホルダーズ・ミーティング（仮称）の設置＞

- SDGsの浸透と実施促進を目的に、率先して取り組む企業、市民団体、研究者、地方公共団体等が一堂に会する場を設置
 - 多様な取組を相互に認め合うとともに、さらなる取組に弾みをつける。
 - G7富山環境大臣会合等における国際的な議論も見据え、取組の一層の推進・改善と、国際的な展開の可能性を追求。

SDGsの17ゴール

※うち、下線部は環境に特に関連している12のゴール

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等、女性の能力強化
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等削減
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な使用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、
生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のための
グローバル・パートナーシップの活性化